

特別支援教育講話 ほしい回答 現場の混乱より文科省通知発生

再任用・定年延長者の給与体系 人事委員会に申し入れ（県教委）

の定年延長教員は、実質賃金が下げる。仕事内容・量が変わらないのに、カットされるのも納得はないかない。

県教委 給料表の改定など職員の給与改定については、人事委員会の勧告を尊重するということを基本として対応すべきものと考えている。

香教組 現実を考えて人事委員会勧告を上回るようなことは考えていなか。

人事委員会の勧告は、物価や生活費、民間企業の給与等も調査したうえでなされたものと承知している。そちらの方

香教組異常な物価高騰に見合うとともに、生活を改善するためには61歳以上も含めた全世代の賃金水準の向上を図ること。

2023年人事委員会ですべての世代でベースアップが勧告されたが、ベテラン層は微々たるもの。勧告のベースアップ分よりも物価上昇率の方が高い。

再任用や2024年度から

賃金の改善について

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ

<http://kakyoso.com/>

それを上回る対応について
は、これまでも、最高号俸の
引上げ、高齢層を中心とした
査定昇給制度の見直しなどを行
い、一定成果を上げている
と思っている。引き続き、人
事委員会勧告や他県の動向を
見て、適切に対応したいと考
えている。

A photograph showing five individuals seated at a long, light-colored conference table. From left to right: a woman in a black blazer and white shirt; a woman in a blue blazer and white shirt; a man in a dark suit and white shirt; a man in a dark suit and white shirt; and a man in a dark suit and white shirt. All individuals are wearing white surgical-style face masks. The background is a plain, light-colored wall.

2023年11月8日、香教組は、「2024年度当初予算に關しての要求書」を提出するとともに、現場の過酷な状況について説明し、人材の確保および教育条件整備について適切な対応を求めました。

定年退職後、給与は減額されるが、生活費は変わらない。年金が支給されるまでのつなぎにならない。困っている人は多い。そういう声を届けるのがこの場。毎年訴えている。どう考えているのか。

県教委 給与の順位は
給与実態調査のことだと思うが。20年以上経験者でのそれを単純に比較するとそうなる。7年から10年の世代は12位。都道府県の年齢構成を細かく分析しないと比較はできない。県教委が相対的に調査した結果による中位程度であると認識している。高齢者の給与についての

い。 他県が人事委員会の勧告を
上回るような見直しが行われ
たら、香川県もそれにならつ
て見直しを行うのか。
それもないわ
けではない。
香川県の給与
は全国でも40位
台と聞いた。他
県の動向見て決めていくとし
ても、中位程度なら納得もい
くが、あまりにも低すぎると
ではないか。

意見は、8月に人事委員会に申し入れしている。

香教組 県独自の少人
数学級を継続拡充するとともに学校や子どもとの実態にあわせ、県独自の分配をすすめること。

香川大学教育組 学部で教員免許を取得して卒業する学生の半分しか教員採用試験を受けない。それは、賃金の問題が一つある。労働環境もよくない香川県の教員を確保するためには、賃金や労働環境の整備が必要ではないか。

ている。今後も、そういう強い姿勢で人事委員会に臨んで欲しい。

四・二七通知

香教系

四・二七通知
についての県教委の考え方をもうほしい。

る。国は2分の1といつていろが、県教委としては「相当数」あるいはそれ以上。

業内容が聞こえてくる。
この状況で、特別な支援
行っているといえるのか想
してみてほしい。

階的に交流の授業を増やしていく場合は、半数を切つていてるケースがあるということは国的通知でもいつてている。

十分でない中で。何とかやりくりしている。2分の1以上とするならば、教員と特別支援学級の教室を増やすことを

① 特別支援学級の学級編制基準を引き下げるよう国に要望するとともに、県独自に児童生徒の実態に応じた加配を

国としては、総授業数の2分の1といつてゐるが、通知全体の趣旨から考えると、一律2分の1ということではない。障害の程度で大半を過ごさないといけないという子どももいるし、そうでない子もいる。学びの場の中心が、特別支援学級であればよいと考えてい

香教組 種別ごとに学級編制をした場合、上限の8人のすべての学年が同時に在籍する学級が多い。これを、2分の1の時間を確保しようとすれば、1単位時間に複数の学年の授業を進めることになる。担任一人で。通常学級では、1単位時間に同じ内容を学習するので、情報は一つ。障害によつて、通常学級で過ごすことが困難な児童生徒の授業を同時に、同じ空間で行つているから、6年生授業をしながら、3年生や1年生の授

香教組 現在、在籍している児童生徒については、2分の1に満たなくともいいということになるのでいいか。県教委が考えているのは、今特別支援学級にいるのは、相当数の学びの場が必要な子どもがいる。その子どもも、自立活動の指導が進み、学びにくさや生活のしづらさが軽減されていったときには、通常学級の中で学ぶ時間が増えていくと思われる教育的な意義（通常学級への移行を目指して）があり、段

のように命じた校長もいる。命じられたとおりに保護者に伝えた特別支援学級の担任が、保護者から強い異議を唱えられ、学校と保護者でもめている現場がある。

香教組

多くの特別支
援学級は、朝の
会、帰りの会も
行い、生活母体が支援学級にある。授業は、国語と算数しかしていなくても、交流の授業で困った部分は、フォローすることも多い。保護者対応も通常学級と同じようにしている。授業時数が2分の1にならぬくとも、教育条件の整備が

人も教育環境整備もせずに、インクルーシブ教育に向けて通常学級に戻せだの、2分の1以上の授業時数の確保だと理想論を通知でしばり、現場は大混乱している。保護者の中には、「この通知は無理だよね。国や県は、支援の必要な子のことを考えてくれていいとは思えない」ということ。

四・二七通知の理想を追求するなら、

○特別支援学級において、子どもたち一人一人の特性に応じた支援ができるようすること。

学校の実態を踏まえた人事配置に努めている。今後とも、正な配置に努め、特別支援教育の充実を図るとともに、特別支援学級の編制基準の引き下げについて、国に対し働きかけたい。その時点の子どもたちの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる学びの場の環境整備について、引き続き市町教育委員会に対し働きかけたい。

が難しいために、特別支援学級で、その子どものための特別な教育課程を組んで、相当数の時間を確保すること ○現在、在籍している子どもについても、(国の一)通知の趣旨を踏まえて、かなり力がついてきて、特別支援学級での相当数の時間が必要のない子どもは、通常学級へ移行に向けて、指導と環境整備を進める二点を強くお願いして

場でかいといいがないと思つて
いる。

香教組

2分の1以上
の時数確保は現
状は無理難題。

現在、特別支援学級の児童
生徒数が爆発的に増えている
のを知つてあるか。

はい。

種別ごとに学
級編制をした場
合、上限の3人

香教組

県教委の授業時数を機械的に2分の1に増やすというのが通知の趣旨ではない。
これから、相當数の学び必要な子がそこで学べる場にしていこうというのが趣旨。そのように運用していこうということ。

しい。現在、2024年度の特別支援学級の調査と報告の時期になつてゐる。市町教委や校長は、現在、在籍している児童についても、必ず、2分の1以上を求めてゐる。2分の1以上の授業時数の理解を保護者に求め、理解が得られない場合は退級勧告をするよう命じた校長もいる。命じられたとおりに保護者に伝えたところ、支援学級の担任は、「

いきの姿だ。実は、日々、過酷な状況だ。通常学級に特別支援学級に入級相当の児童生徒が在籍している場合があり、特別なニーズがある児童生徒も増えている。教員1人で、35人の児童生徒を担任する事が困難な時代になってきた。にもかかわらず、人も教育環境整備もせずに、インクルーシブ教育に向けて、通常学級で良ぜざる、2分の

中学校の全学年で3人学級を実施しているところであり、その拡充については、国の予算編成の動向や県の財政状況を踏まえ、検討したいと考えている。特別支援学級の学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で定められた数を標準として、学校の実態を踏まえた人事配置に努めている。今後とも、学校の実情に応じて教員の適

国 の 通 知 の 趣
旨 を 踏 ま え る と
通常の学級で色々な方策を講じても、その時点の障害の状態で通常の学級で学ぶことが難しい子どもが在籍するのが特別支援学級。そこで、しっかりと特別な指導が受けられるような学びの場として運用していくことが中心になる。その上で、県教委がお願いしている通知は、○新規に特別支援学級に入級する子どもについては、通常

「県教委としてはそれ以上」の「それ」は何を指すのか。

県教組 少なくとも2分の1以上。
県教委も大半
といいながら、
国と同じ2分の
1以上を求めるということから、
国がその基準を示しているから、少なくとも
それ以上の学びが保障できる。

さらに、高学年になると、国語と算数だけでは、2分の1に満たないので社会や理科も行うことになる。1年生の算数の横で6年生の社会を行つているという状況を想像してみてほしい。あなたが、その場で授業を受けるとしたら。集中して受けることができるだろうか。特別な教育課程が必要、支援が必要だといわれている特別支援学級が、過酷な環境な学びの場になつていることを知らぬ、はずはない。

その子が力をつけていく過程で、交流及び共同学習を段階的に増やしていく過程の中で、半数を切つてある段階は存在すると思う。県教委は、今（授業時数を）半数切つている子どもは、そういう子どもだととらえていい。通常学級で安心して学ぶことができるよう、交流及び共同学習を増やしていく。その旨を市町村教委や校長にきる子どものだとうてらえている。

自立活動を充実させ、交際で過ごすことができるよう育んだとしても、受け入れ生の通常学級が落ち着いた環境でないのが現状だ。特別支援学級の児童生徒が、つらい思いをしながらそこに座つていることも多い。県教委は、そういうふうに現実を見たことがちるのか。

② 教室の整備、必要な備品、児童生徒の実態に応じた教材が確保できるよう十分な予算措置をすることを市町教委に働きかけること。

○県独自の少人数学級を継続拡充するとともに学校や子どもの実態にあわせ、独自の分配をすすめること。

を強く求める。

香教組

努力ではなく、
実施を期待する。